

青空と緑と産業のまち

Ⓐ 広報しょうわ 8月号

広報昭和 SHOWA 08 2024 No.562

真夏のひとコマ、
夏の色。



contents

- 02 【特集】昭和町商工振興センター 完成 ほか
- 08 各種お知らせ(定額減税しきれないと見込まれる方への給付金 ほか)
- 14 まちのわだい
- 15 各種たより(教育昭和、環境経済通信 ほか)
- 25 暮らしの情報 / スポ少紹介 / 俳句 ほか
- 28 わが家のアイドル、みんなの食育 ほか

令和 6 年 8 月 1 日発行

町の鳥：ひばり 町の花：れんげ 町の木：乙女椿

まちの動き 7月1日現在(前月比)

人 口	21,241 人 [739]	(- 3 [- 5])	※内、[]は外国人数
男	10,651 人 [323]	(-10 [+ 2])	※平成 24 年 7 月 9 日
女	10,590 人 [416]	(+ 7 [- 7])	から人口・世帯数は
世帯数	9,647 戸 [374]	(- 1 [+ 4])	外国人住民を含んだ数



▲パーティションを収納すれば広いスペースを確保できます。



◀第3研修室



▲ご利用には外階段を使用します。

室名	0.5日 午前9時～正午 午後1時～5時	1日 午前9時～午後5時	夜間 午後5時～10時	全日 午前9時～午後10時
第1研修室	2,000円	3,600円	3,000円	6,000円
第2研修室	2,000円	3,600円	3,000円	6,000円
第1・2研修室	4,000円	7,200円	6,000円	12,000円
第3研修室	1,200円	2,200円	1,800円	3,600円
※冷暖房使用料、備品利用料を含む				

商工振興センターの2階には研修室が3室あります。第1研修室、第2研修室は各30人程度を収容でき、会議や講習会、社員研修や面接などにもご利用いただけます。第1、2研修室は、パーティションを収納することで70人を超える収容人数を確保できる大会議室としても利用できます。第3研修室は少人数（10人程度）の会議に最適です。2階研修室へはセンター東側の外階段から入ることができます。夜間等の貸出しにも対応しています。利用料金は左記のとおりです。商工振興センター（☎236・9804）に利用申し込みし、料金をお支払いのうえご利用ください。

昭和町 商工振興センター 完成



令和6年3月25日、昭和町商工振興センターがオープンしました。センターの指定管理者は、昭和町商工会が担います。センターの1階には商工会の事務所が入り、3か所ある受付カウンターでの窓口相談のほか、3室ある相談室と小会議室で、経営に関する個別相談や会議などを行っています。

センターは、昭和バイパス沿いの建物を改装し、2階の3室の研修室を町内事業者や町民の皆様へ一般貸出できるようにしています。センターの入口にはATMを併設し、利便性を高めています。センターや商工会へはATMコーナーから入ることができます。

ワンストップ支援拠点として、町内事業者の皆様の相談を受け付けております。お気軽にご利用ください。



◀明るい雰囲気事務所内



◀受付カウンター



◀個別相談や簡単な会議もできます。

昭和町商工振興センターの概要

住所：中巨摩郡昭和町西条902-1
 概要：1階：商工会事務所・相談室3・小会議室1
 2階：第1研修室 78.9㎡
 第2研修室 77.6㎡
 第3研修室 28.8㎡

※2階の研修室は商工振興のための研修等のほか、町内事業者の皆様の会議等に貸し出しています。ご利用のお申し込みはお気軽にお問い合わせください。（☎055-236-9804）



【快適住居（スマイル）工房】
商工会員である建設業者が、町民の皆様の住まいに関するお悩みにお応えします。困ったことがあったらお気軽にご相談ください。



【一店逸品事業】
平成19年にスタートした、昭和町の逸品を紹介する事業です。くらしの便利帳として、町民の皆様に長く愛されています。

昭和町商工会ではこんな取り組みを行っています



【地域貢献事業】
国の登録有形文化財である杉浦醫院の清掃活動を始め、町の施設の修繕や、公園の環境整備活動を行っています。

【お仕事探検わくわくウォーキング】
町内の子どもたちと一緒に地元のお店や会社を訪問し、それぞれの仕事を体験することを通して、自分のちの住む昭和町の魅力発掘・職業理解や地域愛の醸成につなげてもらおうというイベントです。



【お仕事探検わくわくウォーキング】
町内の子どもたちと一緒に地元のお店や会社を訪問し、それぞれの仕事を体験することを通して、自分のちの住む昭和町の魅力発掘・職業理解や地域愛の醸成につなげてもらおうというイベントです。

7月24日（水）午後2時～4時 Chat GPT・生成AIセミナー	講師 筑間 彰	9月3日（火）午後2時～4時 飲食・小売・サービス業のマーケティングのDX体験セミナー	講師 ドコモ
8月7日（水）午後2時～4時 Google ビジネス プロフィールセミナー	講師 筑間 彰	9月12日（木）午後2時～4時 Instagram アカウントの育て方セミナー	講師 渡邊 奈月
8月21日（水）午後2時～4時 Z世代即戦力化セミナー	講師 津田 典子	10月2日（水）午後2時～4時 売上アップ実践ワークショップ（Chat GPT 編）	講師 筑間 彰
8月28日（水）午後2時～4時 Instagram 導入セミナー	講師 渡邊 奈月	10月17日（木）午後2時～4時 売上アップ実践ワークショップ（Canva 編）	講師 渡邊 奈月

【セミナー開催】
8月以降のセミナーの開催予定です。今後もいろいろなセミナーを企画・開催していきますので、ぜひご参加ください。詳細および最新情報は昭和町商工会ホームページまで。



ホームページ

商工会の「いいこと」

「経営者は孤独であると表現されることがあります。支えあう家族・従業員の存在はあっても、常に経営課題と向き合い、その課題に対する解決策を見出し、方針の最終決定は自身でせねばならないからです。時には逃げ出したくなる場面・危機に遭遇する経営者の皆様にとって、心通う拠り所として、商工会があると考えます。決して近寄りがたい存在ではなく、身近で親しみやすく、温かい伴走型スタイルで皆様をお迎えしておりますので、商工会をぜひご活用ください。」



昭和町商工会の情報発信中！
登録・フォローをお願いします！



Instagram



YouTube



LINE



Facebook

商工会ビジョン

「会員から 地域から 求められる商工会」



昭和42年に昭和村商工会設立（昭和46年に昭和町商工会に名称変更）から56年が経過した令和6年3月25日に事務所を移転しました。これにより従来の商工会機能に加え、2階研修室の貸出事業と充実したセミナー提供が可能となり、中小・小規模事業者への支援をパワーアップさせていきます。

中小・小規模事業者を囲む外部環境が大きく変化する中で、国は地域経済活性化には、地域企業の持続・発展が必要であると捉え、小規模企業振興基本法を制定し、商工会の果たすべき役割・ポジ션을重要であると位置づけました。このような背景を踏まえ、昭和町商工会では、運営方針を明確にするため、5年スパンの中期計画（会員の視点・業務推進の視点・組織人材の視点・財政の視点による業務評価指標）を策定し、計画に基づく企業支援・事業を行ってきました。企業に経営理念があるように、商工会では「会員から地域から求められる商工会」をビジョンに掲げ、役職員が一体となる体系でこれまで事業遂行に心がけ、また行政・関係機関の皆様のご理解と協力を得ることで、会員1164名の組織規模となりました。引き続き、創業者支援や新規会員の加入促進を強化し、商工会の活性化を図ります。

今回、事務所移転と共に、町から新たに指定管理事業として商工振興センターの運営管理をいたします。商工会ビジョンに基づき、町唯一の総合経済団体として、地域企業の皆様の利便性と収益アップを意識した事業を展開しています。



昭和町商工会
会長 小松 勝

防災訓練に参加しましょう！



9月1日(日)は、町内一斉の昭和町総合防災訓練です。いざというとき、自分と家族の命を守るのは、防災訓練など日頃からの備えです。この訓練では、地域住民や自主防災会との緊密な連携を図りながら、地震災害時に於いて速やかな応急対策活動が行えるよう、参加者一人ひとりが防災や減災に関する意識を高めることを目的としています。また、防災訓練を機に各家庭においては、家族の安否確認方法や集合場所、非常持出し品の用意など、災害時に注意することを確認しておきましょう。

問い合わせ 企画財政課 危機管理係 (☎275・8154)

各区防災訓練会場	
地区名	訓練場所
西条一区	西条一区公会堂(若宮神社)
西条二区	西条二区第1公会堂(義清神社)
清水新居区	清水新居区ふれあい広場(公民館)
西条新田区	西条新田区公会堂
押越区	押越区第一公会堂ほか
河東中島区	河東中島区第一公会堂(熊野神社)
紙漉阿原区	紙漉阿原区公会堂
築地新居区	築地新居区公会堂
飯喰区	飯喰区公会堂
河西区	河西区公会堂(諏訪神社)
上河東区	上河東区公会堂(熊野神社)
上河東二区	上河東二区集会所前広場

地震に備える

大きな地震が発生した際、一瞬の判断が生死を分けることもあります。いざというときに「あわてず落ち着いて」行動するために、基本的な行動パターンを覚えておきましょう。

- 緊急地震速報や、大きな揺れがあったときは、まずは身の安全を最優先に行動する。
- 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。
- 高層階では、揺れが数分間続くことがある。
- 大きくゆつくりとした揺れで、家具類が転倒や落下、また大きく移動する危険がある。



「地震直後」の行動

火元の確認と初期消火

火を使っているときは、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。出火しているときは消火する。ただし無理はせず、119番通報や周囲に助けを求める。



あわてた行動はケガのもと

屋内では、転倒や落下した家具類、割れたガラスの破片などに注意する。瓦、窓ガラス、看板などが落ちてくる危険があるので外に飛び出さない。



出口を確保する

揺れがおさまったのを確認してから、ドアや窓を開けて、必要に応じて避難ができるように出口を確保する。



危険箇所に近寄らない

屋外で大きな揺れを感じたら、倒壊のおそれのあるブロック塀、電柱、看板、自動販売機、橋などには近寄らない。

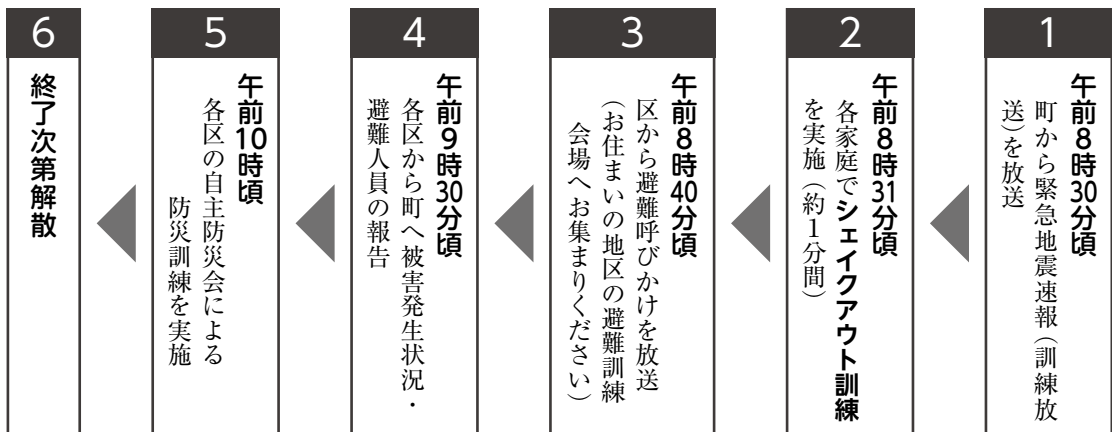


問い合わせ

企画財政課 危機管理係 (☎275-8154)

▼防災訓練の流れ

9月1日(日)の朝、町防災行政無線で緊急地震速報を放送します。



▼シェイクアウト訓練をしましょう

シェイクアウトとは、地震の際の安全確保行動です。

- ①まず姿勢を低く
- ②頭を守り
- ③その場を動かない

という簡単な3つの行動で地震の揺れから身の安全を確保するものです。いざという時にとっさに動けるようにするためには、日頃からの訓練が大切です。

9月1日(日) 午前8時30分に、町の防災無線で『緊急地震速報(訓練放送)』の放送をしますので、各ご家庭で1分間のシェイクアウト訓練を実施してみてください。



提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

▼自主防災会とは

地震、風水害、雪害などの災害が発生し、または発生する恐れのある場合に被害を防止・軽減し、または予防するため、住民が自発的に結成し、運営する組織のことをいいます。本町においては、行政区を単位として町民で結成されている一番身近な防災組織です。

地震発生！まずは身の安全の確保

非常持出品・備蓄品を準備しよう

最低限備える	2～3日分備える	1週間分以上備える
「災害時の必需品」を検討する	「非常持出品」を手近に備える	数日間は「備蓄品」で乗り切る
災害は突然発生します。外出先で交通機関がストップしたり、ライフラインが止まって復旧が遅れたりすることもあります。「自分にとって、わが家にとって」災害時に必要な物を整理し、いざというときに備えましょう。	災害の危険が迫って自宅から避難する際に緊急的に持ち出す非常持出品。避難所で1～2泊できるくらいの水・食料などを準備しましょう。非常持出袋などにまとめ、すぐに持ち出せる場所に用意しておきましょう。	大規模災害発生時は、道路の損壊などで救援物資が届くのに時間がかかります。東日本大震災の教訓を踏まえて、水や食料などの備蓄品は、できれば1週間分以上は備蓄しておきましょう。

家庭で自活するためにも、水、食料とも1週間分以上の備蓄をお願いします。

1週間分の目安(1人分)		
飲料水 1日3リットル×7日 =21リットル	食料 3食×7日=21食	カセットコンロ・カセットボンベ あたたかい食事を調理するため備蓄しておくといでしょう。
		ボンベ1本で、1.5リットルのお湯が約10回つくれます。

水害に備える

近年、大雨などによる自然災害が全国各地で頻発しています。台風や大雨は、事前に発生状況や規模を把握することが可能なため、被害を少しでも抑えるために正確な情報入手し、自身や家族の安全を守るにはどのような行動をとるべきか考えましょう。

◆防災気象情報などの発表の流れを知っておこう

気象庁の防災気象情報は、平常時から災害発生の危険度が高まるにつれて、各種情報が発表されます。気象庁から「記録的短時間大雨情報」が発表されるほどの雨が降ると、浸水被害などが発生するおそれがあります。町の洪水ハザードマップや防災気象情報を活用して早めの避難準備を心がけましょう。

◆2階以上へ垂直避難！

昭和町は釜無工業団地の一部の地域を除き、洪水の水深は最大でも3メートル未満で、その地域以外は家屋の倒壊の危険も低いと想定されています。2階以上にお住まいの方は2階以上へ、1階建ての場合は、近所の2階建て以上の建物または避難所へ避難しましょう。

警戒レベルと避難に関する情報

危険度	警戒レベル	状 況	行動を促す情報	住民がとるべき行動
高 ↑ 低	5	災害発生または切迫	緊急安全確保 ^{※1} (町が発令)	命の危険 直ちに安全確保！ ●水害：浸水しないような少しでも高い場所へ移動など。 ※居室が浸水するおそれがある場合は近隣に高い建物などがあればその上階に避難する。
	< 警戒レベル4までに必ず避難！ >			
	4	災害のおそれ高い	避難指示 (町が発令)	危険な場所から全員避難 ●水害：浸水しない高い場所へ移動など。 ※自宅で安全確保できると自ら判断する場合は垂直移動・退避も選択可能。
	3	災害のおそれあり	高齢者等避難 (町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 ※避難に時間のかかる障がいのある人やその支援者も避難する。
	2	気象状況悪化	注意報(大雨・洪水など) (気象庁)	自らの避難行動を確認する。
低	1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める。

※1：緊急安全確保は、市区町村が災害発生をリアルタイムで把握するのは困難なため、発令できない場合もあります。

「10万円給付」新たな非課税世帯等への給付金 「子ども加算5万円」について

令和6年度新たに非課税世帯等となった世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。
また、上記世帯のうち同一世帯に18歳以下の子どもがいる場合、子ども1人あたり5万円を加算し支給します。
令和5年度に価格高騰重点支援給付金等(3万円、7万円)の対象となった世帯は対象外です。

▼支給対象世帯

①住民税非課税世帯

基準日(令和6年6月3日)において、昭和町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②住民税均等割のみ課税世帯

基準日(令和6年6月3日)において、昭和町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯

※①②ともに、令和6年度分の住民税所得割を課税している者の扶養親族等のみからなる世帯(親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税))は対象となりません。



▼支給額 1世帯あたり10万円(子ども加算5万円)

▼子育て世帯への加算

上記支給対象世帯のうち、基準日において同一世帯となっている18歳以下の子ども1人あたり5万円を加算し支給します。

【18歳以下の子どもについて】

※18歳に達する日以降、最初の3月31日までの者(平成18年4月2日以降に生まれた者)

※基準日から返送期日(令和6年10月31日)までの間に生まれた新生児も対象

▼手続方法

支給対象の世帯主宛てに「支給要件確認書」(以下、確認書という。)を郵送します。内容を確認し、必要事項をご記入のうえ、返信してください。

なお、確認書は、基準日時点の課税情報に基づき、対象と思われる世帯へ送付しております。

令和6年1月2日から基準日までの間に、転入等住民票の異動があった世帯や、世帯員に未申告者等課税状況の確認ができない方がいる世帯には、確認書を送付しておりません。これらに該当する場合は、福祉介護課までご連絡のうえ、来庁いただき申請を行ってください。

▼スケジュール

確認書の発送…8月下旬

給付金の支給…9月中旬から随時

▼返送・申請期限

令和6年10月31日(木)必着

書類の不備等につきましても期限内に修正いただく必要がありますのでご注意ください。

▼問い合わせ 福祉介護課 長寿社会係(☎275-8784)

定額減税しきれないと見込まれる方 への給付金(調整給付)について



令和6年分の所得税及び令和6年度個人住民税において、定額減税が実施されています。
その中で、定額減税がしきれないと見込まれる方に対し、その差額を給付(調整給付)いたします。

【給付対象者】

以下の2つの要件をいずれも満たす方が対象です。

- 1 令和6年分所得税が課税される見込みの方、または、令和6年度個人住民税所得割が課税されている方
- 2 定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

【定額減税可能額】

所得税分=3万円×減税対象人数

個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数

※減税対象人数…納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族の人数(16歳未満扶養親族含む)ただし、控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

【給付額】

(1)所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得税額

(2)個人住民税所得割分定額減税可能額-令和6年度個人住民税所得割額

(1)+(2)の合計金額(1万円未満は切り上げ)を給付

※推計所得税額は、町で把握している令和5年分の課税資料をもとに、国が提供する「算定ツール」を使用して算出された税額となります。令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額より不足が生じた場合は、追加で令和7年度に給付する予定です。

(例)納税義務者本人の令和6年分推計所得税額(減税前)7万3千円、令和6年度個人住民税額(減税前)2万5千円で妻と子ども2人を扶養している場合

所得税分定額減税可能額:3万円×(本人+控除対象配偶者+扶養2人)=12万円

個人住民税分定額減税可能額:1万円×(本人+控除対象配偶者+扶養2人)=4万円

(1)所得税分控除不足額 12万円-7万3千円=4万7千円

(2)個人住民税分控除不足額 4万円-2万5千円=1万5千円

調整給付額

(1)+(2)=6万2千円となり、支給額は7万円(1万円未満は切り上げ)となります。

【給付時期】

支給対象の方は、8月下旬より順次、支給確認書を送付する予定です。必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ、返信用封筒にてご返送ください。ご返送いただいた書類を確認後、1か月程度を目安に指定の口座にお振り込みいたします。

【申請期限】

令和6年10月31日(木)必着。(注)書類の不備等につきましても期限内に修正いただく必要がありますのでご注意ください。

※給付金を装った詐欺にご注意ください

今回の給付金や定額減税について、国や都道府県、市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いしたりすることは一切ありません。不審な電話やメール等を受け取った場合には、警察相談専用電話(#9110)にお電話いただくか、お近くの警察署にご相談ください。

お問い合わせ先

●所得税の定額減税、税額の正誤等、税情報の詳細について

国税庁 <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/01.html>



●調整給付の制度の概要・申請方法、住民税の定額減税について

総務省 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/02zeimu04_04000129.html

昭和町 税務課 ☎275-8265 (平日 午前8時30分~午後5時15分)

※お電話では、個々の具体的なお問い合わせにはお答えできない場合がございますので、ご了承ください。



相談日

▶町長と語らいのとき

- お問い合わせください。
(総務課 ☎275-8153)

▶行政相談（※）

日時：8月21日（水）
午後1時～3時
場所：役場別棟2階 会議室(南)
(企画財政課 ☎275-8154)

▶教育相談（※）*正午～午後1時を除く

日時：祝日を除く火・水・木の
午前9時～午後4時*
場所：中央公民館2階 相談室
(町青少年育成カウンセラー
☎275-6951)

▶総合相談

- お問い合わせください。
(昭和町社会福祉協議会
☎275-0640)

▶障がい者相談支援センター

「穂のか」出張相談
日時：8月9日(金)・23日(金)
午前9時～正午
場所：総合会館1階
(福祉介護課 ☎275-8784)

※印の相談は事前連絡不要です。
直接会場にお越しください。

お知らせ

▶ボカシつくり会

日時：8月20日(火)
午後1時～
場所：総合会館裏
(環境経済課 ☎275-8355)

ご意見

▶町へのご意見箱(ひとりの声)

ご意見など、町政についてお気
付きのことをお寄せください。

○ホームページ

[https://www.town.
showa.yamanashi.jp/
site/chocho/5151.html](https://www.town.showa.yamanashi.jp/site/chocho/5151.html)



○郵送

〒409-3880 昭和町押越542-2
昭和町役場 総務課 宛

問い合わせ

子育て支援課 児童家庭係(☎267・5255)

持ち物

- 更新書類一式
- 保険証の写し(全員分)
- 印鑑

○令和6年度所得課税証明書(所得額・扶養等が記載されているもの)(令和6年1月2日以降に昭和町へ転入された方のみ必要※転入前の市町村で取得してください。)

受付場所

町総合会館ロビー

受付期間

8月1日(木)・8月2日(金)・
8月5日(月)・8月6日(火)
午前9時～
午後7時15分

※結婚・事実婚を含むなどにより受給資格
がなくなつた方は、資格喪失届を提出して
ください。

現況届は、引き続き手当を受ける必要が
あるかどうかを審査する大切なものです。
必ず手続きを行ってください。提出がないと
手当を受ける事ができなくなりますので、ご
注意ください。

また、該当者で手当を受けていない方、通
知はないが該当すると思われる方はお問合
せください。



○その他必要な書類等

問い合わせ

子育て支援課

児童家庭係

(☎267・5255)

ひとり親家庭医療費助成金 受給資格者証更新手続きについて

現在お持ちの「ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証」
は、有効期限が令和6年8月31日までとなっています。引き続
き医療費の助成を受けるためには、更新手続きが必要となり
ますので、必ず手続きをおとってください。
また、該当すると思われる方はお問合わせください。



令和6年度入札参加資格定期審査(令和7・8年度分)を実施します

昭和町の入札参加資格審査は、山梨県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)において共同処理しています。

次により、令和7・8年度分の資格審査を行いますので、資格の取得を希望される場合は、次の期間までに申請をお願いいたします。**申請を行わなかった場合、次の中間審査まで入札参加資格を取得できません。**

実施内容公開：令和6年9月2日(月) ※組合ホームページに掲載します。

申請期間：令和6年9月30日(月)～10月24日(木)

申請書類提出期間：令和6年10月28日(月)～11月20日(水)

審査対象職種：【建設工事】【測量・建設コンサルタント等業務】【物品製造・役務提供等】

留意点：※期間外は、申請及び申請書類提出を受け付けることができません。
※入札参加資格審査にかかる書類作成や申請については、行政書士に依頼することができます。
詳細は、山梨県行政書士会(☎055-237-2601)にお問い合わせください。

また、事前準備として、次のとおり、定期審査にかかる事業者説明会を開催する予定です。

開催案内の掲載：令和6年8月1日(木)

開催日：令和6年9月9日(月)・17日(火)

会場：山梨県自治会館(甲府市蓬沢1-15-35)

資料：令和6年9月2日(月)に組合ホームページに掲載しますので、参加者それぞれが印刷して持参してください。

その他：申し込み状況により、参加日を調整させていただきます。ご理解いただきますようお願いします。

組合ホームページ <https://www.ysc-yamanashi.or.jp/>

問い合わせ 山梨県市町村総合事務組合 業務課

甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館2F (☎268-3446)

「ペダル付原動機付自転車」は 標識(ナンバープレート)の取得が必要です



「ペダル付原動機付自転車」は **バイク** です。

ペダル及びモーターを備える車両のうち、スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの、駆動補助機付自転車(いわゆる電動アシスト自転車)のアシスト比率の基準を超えるものは、モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車または自動車として交通ルールが適用されます。

ナンバープレートの取得が必要となりますので、役場にて手続きをお願いします。

原付ナンバー取得手続きは、右のQRコードからお願いします。



問い合わせ・ナンバー交付 税務課 (☎275-8265)

空き家の問題でお困りの方は 空き家バンクをご活用ください



近年、都市部への人口流出や高齢化の進展等により、居住や使用がなされていない住宅や建築物が年々増加し、社会的な問題となつていきます。中でも適切な管理が行われていない空き家が防災・防犯・衛生・景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況にあります。

町では、空き家等の有効利用と定住促進による地域の活性化を図り、空き家等の市場への流通促進を行うことにより、地域の空き家対策を進め、かつ不動産ストックの流通・利活用を促進するために空き家情報登録制度（空き家バンク）を令和6年度より開始しました。空き家の利活用をご検討の方ぜひご活用ください。

登録できる物件

昭和町内に存在する家屋と敷地で、賃貸及び分譲を目的とした建物等は除く。

利用できる方

昭和町への定住または定期的に滞在し、地域に貢献できる方。

登録・利用方法

物件の登録を希望される方は、申込書や登録カードを町に提出し、登録後は町のホームページ及び媒介業者の周知により利用者を募集する流れとなります。

物件の利用を希望される方は、町に利用登録申込書を提出するとともに、内覧等を経て町に交渉申込書を提出し、媒介業者と契約手続きを行う流れとなります。

契約交渉について

町は契約交渉において仲介等の関与はしませんが、町と協定を締結している公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会が仲介を進めますので安心して交渉いただけます。

利活用をご検討される方は事前に都市整備課までご相談ください。

問い合わせ

都市整備課 ☎275・8413

HPVワクチンキャッチアップ 接種期間が間もなく終了します



令和4年度より接種機会の確保を目的としたHPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）のキャッチアップ接種は、令和7年3月31日をもって終了します。公費で接種できる最後の期間になります。接種は6か月の間に3回行いますが、期間内にすべての接種を終えるには、令和6年9月30日までに1回目の接種を完了する必要があります。接種を希望される方は、お早めにご検討ください。

▼対象者

平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性のうち3回の接種が終了していない方
※平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ（高校1年生相当）の女性も今年度が公費で接種できる最後の年となります。

▼持ち物

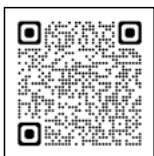
☆予診票 ☆母子手帳

▼接種場所

県内の指定医療機関
昭和町内で接種できる医療機関はこちら



HPVに関することを詳しく知りたい方はこちらのサイトをご覧ください。



▼注意事項

・期間内に終了しなかった接種について全額自費となります。（参考…3回の接種を完了する費用は約9万～10万円程度です。）
・予診票がお手元がない方は窓口にて交付しますので、母子手帳を持っていきたい健康課までお越しください。

問い合わせ

いきいき健康課 ☎275・8785

町民意識調査にご協力をお願いします

町では、今年度「デジタル田園都市構想総合戦略」及び「昭和町第7次総合計画」の策定にあたり、町民の皆様からまちづくりや住環境、各種取り組みに係る満足度などの調査を実施いたします。

広報しょうわ8月号と一緒に全戸配布いたします「町民意識調査 ご協力をお願いします」に掲載されているQRコードからオンライン調査票へアクセスし、回答をお願いします。なお、各世帯から1名の方が代表して、ご回答いただきますようお願いいたします。

インターネットによる回答が難しい場合は、総務課に紙の調査票をご用意してありますのでお受け取りいただき、回答をお願いします。

回答期限：令和6年8月20日（火）
問い合わせ 総務課 政策秘書係 ☎275 - 8153

わたしの想いノート(ACPノート)を配布しています ～自分の人生の物語を想像してみませんか～

ACP（人生会議）ってなあに？

「もしも」命に関わる病気やケガをして、あなたの想いが伝えられなくなったら？
誰にでも起こりうる「もしも」のために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、繰り返し話し合い、家族等と共有することをACP（アドバンス・ケア・プランニング）といいます。

「わたしの想いノート」ってなあに？

あなたが大切にしているもの・こと・価値観や、「どう生きたいか・どう過ごしたいか」を記載でき、あなたの想いをカタチにしながら、大切な人（家族や友人など）や、支えてくれる人（医療・介護の従事者）と共有する際に使うノートです。

「もしも」のとき、本人に代わり様々な決断をしなくてはならない家族は、多くの悩みを抱えますが、そんな時にこのノートがよりどころの一つとして役立つものと期待されています。

ご家族や友人、信頼する方々と今後のあなたについて話をしていませんか？
ご希望の方は、お気軽に福祉介護課地域包括支援センターまでどうぞ。



問い合わせ 福祉介護課 地域包括支援センター ☎275 - 8784

次世代に語り継ぐ 第3回地方病を語る会

「地方病を語り継ごう」の発刊を記念して、昭和町風土伝承館杉浦醫院では次のとおり講演会を開催します。

日時	9月8日（日）午後2時00～3時30分
場所	昭和町風土伝承館杉浦醫院
内容	「私の地方病」 鮎川 庄司さん（昭和町在住81才） 「地方病の記憶」 田島 聡さん（中央市在住87才）
定員	先着20名
申込締切	8月31日
入館料	200円



申し込み・問い合わせ 昭和町風土伝承館杉浦醫院 ☎・FAX 275 - 1400